

## 地方創生と SDGs の推進に関する包括連携協定書

豊前市（以下「甲」という。）、株式会社ニコン日総プライム（以下「乙」という。）、一般社団法人つながる地域づくり研究所（以下「丙」という。）は、相互に連携して、地方創生と SDGs を推進するため、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに合わせた地方創生と SDGs の推進を図り、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 豊前市に関する人々の活躍の推進に関すること。
- (2) 地域活性化に関すること。
- (3) SDGs 実施推進の体制及び手段に関すること。
- (4) 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること。
- (5) 市政の PR に関すること。
- (6) その他地方創生・SDGs の推進に関すること。

### （連携窓口）

第3条 前条の連携を円滑かつ効率的に進めるため、甲、乙及び丙にそれぞれ窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。

2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第6条 甲、乙及び丙のいずれから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

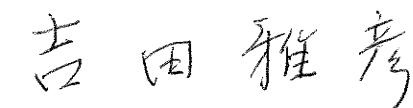
以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月5日

甲 豊前市大字吉木955番地  
豊前市長



乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-2  
株式会社ニコン日総プライム  
代表取締役 兼 社長執行役員



丙 岡山県岡山市北区弓之町10-25  
一般社団法人つながる地域づくり研究所  
代表理事

